

大阪府特設水道条例施行規則の改正（概要）

健康医療部生活衛生室環境衛生課

■改正の理由

- ・大阪府特設水道条例施行規則（昭和33年大阪府規則第74号）（以下「施行規則」という。）において、特設水道の水質基準や水質検査等に関する規定を設けている。
- ・今般、「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」（令和7年環境省令第19号）及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」（令和7年環境省令第20号）が令和7年6月30日に公布され、令和8年4月1日から水道水質基準に、ペルフルオロオクタンスルホン酸（P F O S）及びペルフルオロオクタン酸（P F O A）（以下「P F O S及びP F O A」という。）に係る基準が追加された。
- ・水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第15条において、P F O S及びP F O Aの定期の水質検査の回数をおおむね3か月に1回以上とするとともに、専用水道について、過去の検査結果等により検査回数を減ずることを可能としていることを踏まえ、特設水道の設置者が行わなければならない定期の水質検査について同様の改正を行う。

■改正の内容

- ・新たに水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表20の項として「P F O S及びP F O A」が追加されたことにより、施行規則で引用する水質基準に関する省令の表の20の項から51の項までを1項ずつ繰り下げる（施行規則第7条第1項第3号イからハまで及び第4号関係）。
- ・「P F O S及びP F O A」の定期の水質検査の回数をおおむね3か月に1回以上とし、過去の検査結果等により検査回数を減ずることができる（施行規則第7条第1項第3号ニ関係）。

■施行期日

- ・令和8年4月1日
（理由）「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」の施行日に合わせる必要があるため。